第2期第10回 横浜市税制調査会

日時: 平成 27 年 12 月 10 日 (木) 10 時 00 分~12 時 00 分

場所:関内駅前第2ビル6G会議室

1. 開会

10:00

2. 議題

 $\boxed{1 \ 0 \ : \ 0 \ 5 \underline{\sim} 1 \ 1 \ : \ 5 \ 5}$

- (1) 平成27年度横浜市税制調査会答申について
- (2) その他

3. 閉会

12:00

平成 27 年度横浜市税制調査会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏	名	所 属 等
* +	<u>-</u> н	神奈川大学
月 不	宗明	経営学部教授
<u> </u>	雄彦	横浜市立大学学術院
工 作	从此 / 写	国際総合科学群教授
#ń +		キヤノングローバル戦略研究所
柏木	恵	主任研究員
111 44	<u></u>	横浜国立大学大学院
川端	康 之	国際社会科学研究院教授
赴 七		常葉大学
柴	由花	法学部准教授
	芸種で	和光大学
星野	菜穂子	経済経営学部准教授
	正光	関東学院大学
至 月	<u></u>	経済学部教授

【第2期第10回横浜市税制調査会 座席表】

平成 27 年 12 月 10 日(木) 10 時 00 分から 12 時 00 分まで 関内駅前第 2 ビル 6 G会議室

				青委	木 員 			
		柴 委員				上村 委員		
		星野委員				柏木 委員	記録	0
		望月 委員				川端 委員		
]		
			主税 部長	 財政 局長	税制 課長		記者	0
傍	0						席	
聴	0			事系				
席	0							
		受 付	-	出	入口			

平成 27 年度 横浜市税制調査会答申 (素案)

はじめに

平成26年7月24日の市長の諮問に基づき、現在の国における税制改正の議論の中での更なる法人住民税の一部国税化や実効税率の引下げなどについての検討を通し、地方法人課税のあり方について、横浜市税制調査会としての意見を取りまとめた。

第1章 地方法人課税を巡る最近の動向

近年、地方法人課税を巡っては、非常に大きな改正が行われ、地方法人課税のあり方がどうあるべきなのかが非常に分かりにくくなっている。今、どのようなことが起きていて、どう考えるべきか、諮問を受けた。

最近の地方法人課税を巡る動向においては、地方にとって非常に大きな問題が2つ起きている。 この章では、その2つの点について見ていく。

○ 財政調整を名目とした改正

- ・地方法人特別税・譲与税の創設
- ・地方法人税の創設

○ 法人の税負担軽減を目的とした改正

・法人実効税率の引下げ

国の政策だが、地方に悪影響が出るものであれば、地方に対して協議の場を設けて、きちんと 意見を聞くべきだ。

減収分についてはきちんと財源保障すべきだ。

国際競争力は上がらないのではないか。

○ 企業版ふるさと納税

最近の話題として出ているが、これは両方の特徴を兼ね備えた非常にひどい制度である。 中央集権的な発想で理不尽であり、納得できない。

この章で見たように、現在、地方法人課税において、地方にとって非常に大きな問題が起きている。

特に、財政調整を名目にした改正は、直接的に地方に大きな影響を与える問題であり、即座に 元に戻す必要がある。この問題について、次章でさらに深く見てみることとする。

第2章 地方税理論から見た地方法人課税の正当性

前章で、地方法人課税を巡る最近の動向の中で、地方自治体にとって非常に大きな2つの問題 について見た。

本章ではそのうち、直接的に大きな影響を与える、財政調整を名目にした地方税の国税化について、租税論と地方財政調整論の2つの側面からさらに詳細に見ていくこととする。

第1節 租税論からみた地方法人課税の正当性~偏在は決して悪ではない

この節では、財政調整を名目にした地方税の国税化について、租税論の側面から検討する。 具体的には、地方法人課税に関する国の主張の中で、必ず問題点として指摘される2つの点、「偏在性」と「景気感応性」について検討する。

○ 偏在性

地方税は基本的には応益課税であって、受益と負担の関係にある。偏在するのはおかしなことではない。大都市は、特有の財政需要があり、その行政サービスによる受益が法人に発生しているので、むしろ地方法人課税は偏在して当たり前のことである。

○ 景気感応性・不安定性

景気に応じて変動することは、財政の安定化という面からは正しく見えるが、自治体が頑張って企業誘致などの行政サービスのレベルを上げたことによる、企業活動の発展の果実が自治体に入ってこない。景気感応性が高いことにより、地方法人課税を否定するのは間違いである。

ここで明らかにしたように、租税論から見て、偏在性を理由にした地方法人課税の国税化は根拠がなく、不当な改革である。さらに言えば、地方自治体から課税自主権を奪うものであり、地方分権に逆行しているものである。

根拠のない偏在是正を理由とした地方法人税は即時に撤廃し、法人住民税に復元すべきである。

市長からの諮問の一番大きな問題に対して一つの結論が出た。

しかし、国の理不尽な政策についてはさらに批判を加えておくべき点がある。それは、本来国の 責任である地方財政調整を、人のカネ、すなわち地方の税金を使って行っていることであり、しか も財政調整の効果がほとんど認められないことである。この問題点について、次節で検討する。

第2節 地方財政調整論からみた「地方税を用いた財政調整」の不当性

前節では、租税論から地方法人課税の国税化を否定した。本節では、地方財政調整論から国の 主張に反論する。

○ 財政調整 (偏在是正) の観点からの検討

- ・ふるさと納税
- ・地方法人特別税・譲与税
- ・地方法人税

本節で見たように、財政調整を名目にした地方税の国税化は、財政調整にもなっていない非常に不当なものである。それを、あたかも地方間の共助であるかのように見せることで、批判を封じようとするやり方は問題である。

地方財政調整は、この説で明らかになったように、国の責任において、国のカネを使って、交付 税を通して適切な財政調整が行われるべきである。そのためには交付税の制度を正常な仕組みに戻 す必要もある。

前節で明らかにしたように、地方法人税を国税化して財政調整にあてる根拠はなく、さらにその 財政調整自体が問題点だらけであることが明らかになった。

したがって、前節の最後に力説したように、地方法人税は速やかに廃止して、法人住民税に復元 すべきである。

ここまでが本答申の結論であるが、横浜市税制調査会は批判や要求だけでは終わらない。さらに 一歩進んで、地方法人課税はいかにあるべきかについて、最後の章で検討する。

第3章 地方法人課税のあり方:地方税における外形課税の重要性

- ・地方法人課税は応益課税である。
- ・法人の活動規模 = 受益の量 = 納税額
- ・外形で一番いいのは 付加価値 = 活動規模
- ・ただし、既に事業税がある

そこに相乗りするか? それとも市町村ならではの根拠でいくか?

答えは後者、特に大都市に特有な根拠を出すか・・・

土地の賃貸価格、従業員数、支払い給与総額

- ・固定資産税の大規模分、償却資産
- ・事業性からの税源(?)税収(?)移譲

おわりに



(たたき台)

平成 27 年度 横浜市税制調査会答申

- 大都市における法人課税のあり方 -

平成 27 年 12 月 日

横浜市税制調査会

<u>目次</u>

はじめに	めに	
第1章	地方法人課税を巡る最近の動向	3
第2章	地方税理論から見た地方法人課税の正当性	8
第1節	7 租税論からみた地方法人課税の正当性~偏在は決して悪ではない	
第2節	n 地方財政調整論からみた「地方税を用いた財政調整」の不当性	. 12
第3章	地方法人課税のあり方:地方税における外形課税の重要性	4
おわりに	<u> </u>	5

はじめに

本調査会は、平成24年4月1日に設立し、今年度で2期目となる。第2期の1年目に企業立地条例に対する意見書、今年の7月に平成27年度税制改正等に伴う市税条例の改正に対する意見書の提出を経て、本答申を取りまとめる。

平成26年7月24日に市長から、平成26年度税制改正大綱では「地方・地域の元気なくして国の元気はない」という考え方の下、魅力あふれる地域を作ることができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の確保に努めることとされており、更なる法人住民税の一部国税化や実効税率の引下げなどについての検討を通し、課税自主権の活用上の考え方や地方法人課税のあり方について、意見を求められた。横浜市の課税自主権の活用上の考え方や地方法人課税のあり方について、横浜市税制調査会としての答申を取りまとめる。今後、国に対して要望・要請活動をする際の資料となり、意義のある・意味のある要望活動や提言・提案が出来ることを期待して、筆を進めていきたい。

平成 27 年 12 月

第1章 地方法人課税を巡る最近の動向

「はじめに」に記載したとおり、市長からの諮問内容である地方法人課税のあり 方について、現在何が起きていて、それをどのように捉え、それに対してどう考え るのか、をまとめていきたい。

近年、地方法人課税を巡っては、非常に大きな改正が何度も行われている。地方 法人税の創設や法人実効税率の引き下げが記憶に新しいだろう。これらの改正は 「財政力格差の是正」や「法人の税負担の軽減」などを理由に行われている。

まず本章においては、地方にとって非常に大きな改正について、大きく「財政調整を名目とした改正」と「法人の税負担軽減を目的とした改正」の2つに分けて、 内容を整理すると共に振り返り、問題意識を確認していく。

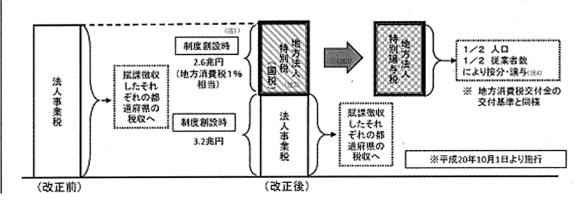
○ 財政調整を名目とした改正

・まず、近年の地方法人課税の改正のうち、地域間の財政力格差の是正を目的として、地方税を一部国税化した「地方法人特別税・譲与税の創設」と「地方法人税の創設」の2つについて見ていく。

≪地方法人特別税・譲与税の創設(20年度税制改正)≫

【改正内容】

- 平成 20 年度税制改正大綱によると「更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源 の充実を図る中で、地方消費税の充実を図ると共に、併せて地方法人課税のあり方を抜本 的に見直すなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本 に改革を進める。」とされた。
- また、「この基本方向に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費 税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む。」として いる。
- そして、「消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法 人事業税の一部を分離し、「地方法人特別税」及び「地方法人特別譲与税」を創設するこ とにより、偏在性の小さい地方税体系の構築を進める。」とし、地方法人特別税・譲与税 が創設された。
- 税源の偏在是正の観点から、制度創設時において、地方消費税1%分に相当する法人事業税を、地方消費税交付金の交付基準と同じ基準で譲与することとしたもの。



≪地方法人税の創設等(26年度税制改正)≫

【改正内容】

○ 消費税率(国・地方)8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税原資化 (交付税特会に直接繰り入れ)。

(1) 法人住民税法人税割の税率の改正 「]:制限税率

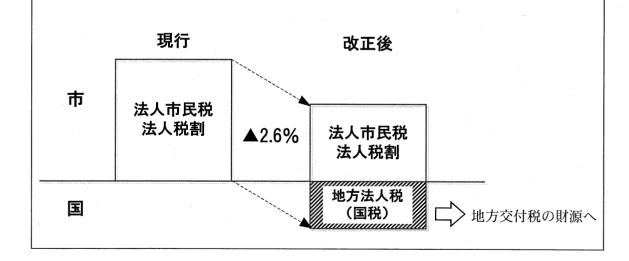
道府県民税: 5.0% [6.0%] → 3.2% (△1.8%) [4.2%]

市町村民税: 12.3% [14.7%] → 9.7% (△2.6%) [12.1%]

(2) 地方法人税の創設

法人税額を課税標準とし、税率は4.4%(法人住民税の税率引下げ分相当)。

- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減少分)を活用して地方財政計画に歳出 を計上。
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元。
- 消費税率(国・地方)10%段階においては、法人住民税法人税割の交付税原資化を さらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や 効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討。



・以上のとおり、地方法人特別税と地方法人税の創設の内容について見てきたが、 平成26年度地方税制等に関する地方財政審議会意見によると「地方法人所得課 税については、偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいことなどから、自治 体の安定的な財政運営に大きな影響を与えている。税源の偏在性が小さく税収が 安定的な地方税体系を構築する観点から、都道府県及び市町村の法人住民税法人 税割は交付税原資化、法人事業税所得割は外形標準課税の拡充(付加価値割の充 実等)を目指すことが求められている。」とされている。

- ・ここで国は、地方法人所得課税について「税収の偏在性が大きいこと」と「年度間の税収の変動が大きいこと」を問題に挙げている。
- ・しかし、地方公共団体がそれぞれの地域で独自に様々なサービスを企業に対して 提供していることに見合う分の受益を享受する法人が費用負担するという住民 税について、「税源が偏在している」ことや「税収の変動が大きい」ことを理由 に、サービスを享受した法人が負担した税を財政調整に使う事は、租税論から見 ると否定的な意見を述べざるを得ない。
- ・これらの意見については、第2章で詳しく述べることとする。

○ 法人の税負担軽減を目的とした改正

・次に近年の地方法人課税の改正のうち、法人実効税率の引下げは、27年度税制改正において「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変えるものとして行われた。

≪法人実効税率の引き下げ(27年度税制改正)≫

【改正内容】

- 国・地方を通じた法人実効税率(現行 34.62%)を、27 年度に 32.11%(▲2.51%)、 平成 28 年度に 31.33%(▲3.29%)に引下げ。
- 併せて、①法人事業税の外形標準課税の拡大、②欠損金繰越控除の見直し、③受取配 当等益金不算入の見直し、④租税特別措置法の見直しなどで課税ベースを拡大。

【法人実効税率の推移】

		現行		27 4	年度	28 年度		
		実効税率	表面税率	実効税率	表面税率	実効税率	表面税率	
合計		34. 62%		32. 11%		31. 33%		
国税		27. 54%		26. 27%		26. 58%		
	法人税	23. 79%	25. 5%	22. 55%	23. 9%	22. 81%	23. 9%	
	地方法人特別税	2. 70%	67.4%	2. 73%	93. 5%	2. 77%	152.6%	
	地方法人税	1. 05%	4. 4%	0. 99%	4. 4%	1. 00%	4. 4%	
県税		4. 77%		3. 65%		2. 54%		
	法人事業税	4. 01%	4. 3%	2. 92%	3. 1%	1. 81%	1. 9%	
	法人県民税	0. 76%	3. 2%	0. 72%	3. 2%	0. 73%	3. 2%	
市税	法人市民税	2. 31%	9. 7%	2. 19%	9. 7%	2. 21%	9. 7%	

- ・ 法人実効税率の引下げは、日本経済の競争力の向上のために国の政策として行われたものである。
- ・しかし、その影響は法人税額を課税標準としている法人住民税に当然に及ぶ。 そして、法人実効税率引下げの影響は、特に大都市において大きい。大都市は、 税収規模が大きいため、実際の減収額は当然に大きくなり、また、他の市町村 に比べて、企業の集積などで税収に占める法人住民税の割合が高い傾向がある ため、実効税率は全国の自治体で同じ割合で下がることとなった場合でも、引 下げの影響を大きく受けることとなる。よって、施策に与える影響は大きなも のとなる。
- ・国が、このように地方に与える影響が大きい政策を実施するのに当たっては、 地方との協議の場を設けて、きちんと意見を聴くべきであろう。
- ・また、当然のことだが、実効税率が引き下がったからといって、地方自治体の 財政需要が減るわけではない。その減収部分については、国の責任においてし っかりと財源を保障すべきである。
- ・そもそも、法人実効税率の引下げによって、法人の国際競争力は向上するのだろうか。国レベルでの法人の立地条件は、税率だけではなく、労働者の教育水準、政情の安定、資金調達、法制度、事業展開がしやすい社会環境なども多分に影響するはずである。国際競争力や経済浮揚と法人実効税率の関係性は、明確なものではない。
- ・国の財源が厳しいときにあえてこういった政策を実行するということの、政策 としての整合性などについて、疑問である。

○ 企業版ふるさと納税

・ここで、前述した「財政調整を名目とした改正」と「法人の税負担軽減を目的 とした改正」の両方の特徴を兼ね備えていると考えられる「企業版ふるさと納 税」について言及しておく。

【現在検討されている「企業版ふるさと納税」の案】

- 現行制度では、企業が寄付をした場合には、全額損金算入することで約 30%が税額 から控除されているが、新たに、30%を法人住民税などから税額控除することで、企業の実質負担額を減らす。
- 東京都及び特別区、その他の大都市圏で地方交付税の不交付団体は財政力が高いとして、寄附先の団体から除外する。
- 寄附の対象は、地方自治体の地域活性化のための取組みのうち、効果が高いと政府が 認定したものに限る。

・この案の通りであれば、地方間での税収の水平調整を目的としたものであると 同時に、その寄附先を国が選べるということは、地方分権に反している制度で あると言える。

本章で見たように、現在、地方法人課税において、地方にとって非常に大きな問題が起きている。

特に、財政調整を名目にした改正は、直接的に地方に大きな影響を与える問題であり、即座に元に戻す必要がある。この問題について、次章でさらに深く見てみることとする。

第2章 地方税理論から見た地方法人課税の正当性

前章で、地方法人課税を巡る最近の動向の中で、地方自治体の視点からどのような問題が起きているのかについて明らかにした。

本章ではそのうち、特に地方自治体にとって直接的に大きな影響があった、財政調整を名目にした地方法人課税の一部国税化について、租税論と地方財政調整論の2つの側面からさらに詳細に見ていくこととする。

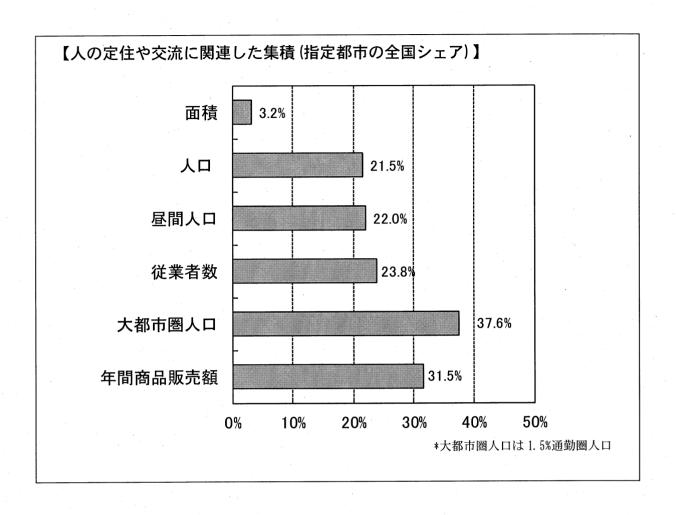
第1節 租税論からみた地方法人課税の正当性~偏在は決して悪ではない

この節では、財政調整を名目にした地方法人課税の一部国税化について、租税論の側面から反論する。

具体的には、国が地方法人課税に関して問題であると主張している2つの点、「税源の偏在性」と「年度間の税収の変動」について検討する。

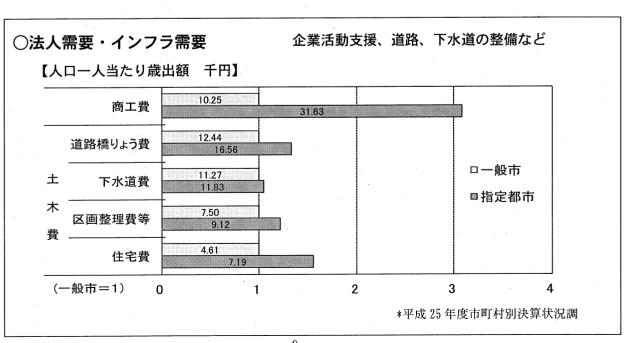
○ 税源の偏在性

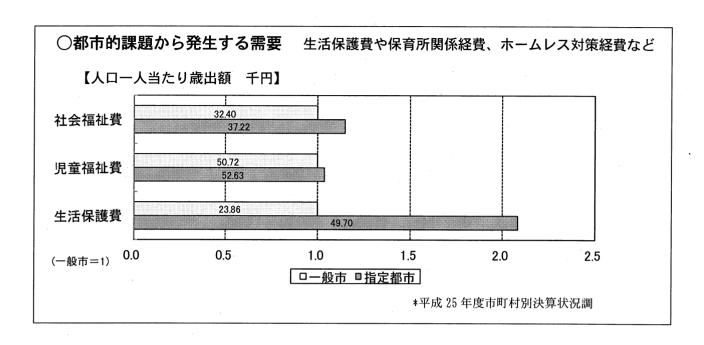
- ・結論から言えば、地方法人課税は、税源が偏在するのが当たり前であって、偏 在を否定すること自体が問題なのである。
- ・そもそも地方税は、応益課税を基本とすべきものである。 地方自治体の住民は、行政、特にサービス行政の面から地方自治体から何らか の利益を受けているのが普通であり、したがって、地方税はこうした受益に応 じて負担されるべきものである。
- ・この応益課税の特性は、住民税において特に強い。住民税は、地域社会の費用 をその住民がその能力に応じて負担するという性格を持つとされている。 そして、地方自治体は、法人に対して社会資本整備などの行政サービスを提供 しており、地方自治体と法人の間には強い受益と負担の関係が認められる。
- ・その中でも、大都市は法人に対する財政需要が特に大きい。次の図は、政令指 定都市の状況を表したものである。



・このように、政令指定都市においては、国土面積のわずか 3.2%に全国の約2割の人口、約3割の商業活動が集中している。

次の図は、政令指定都市と一般市との財政需要について比較したものである。





- ・ここで見たように、法人に対する住民税は、地域の構成員である法人が、市町 村から産業集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを享受していることに 対する応益課税である。
- こうした側面から考えると、地方税における法人課税はむしろ個人課税よりも 応益性が求められるのかもしれない。すると、企業にとって受益のある所において税負担をすべきであるところから、地域的にそれが偏るのは当然のことで ある。
- ・改めて言えば、「地方法人課税は税源が偏在しているため問題である」という 主張は、大都市は法人に対して他の市町村よりも多くの行政サービスを提供し ているということであり、法人が享受する受益が多いのであれば、大都市に税 源が偏るということは否定されるべきことでは全くなく、むしろ当然のことで あって、それを、あたかも税源に偏在が少しでも起きると問題であるというの は不当である。

○ 年度間の税収の変動

- ・法人課税において、年度間の税収の変動が大きいということは、景気に応じて 税収が変動しやすい、すなわち景気感応性が高いということに起因している。 しかし、景気感応性が高いこと自体を否定するということは、市町村財政の安 定化という点からみると、正しいように思えるかもしれないが、この見方は一 面的過ぎる。
- ・地方自治体が努力して、法人の業績が向上するように法人に対する行政サービスを提供したとしても、感応性がなければ、その努力の果実が地方自治体に税収として戻らないこととなる。これでは、地方自治体は、法人に関する財政需要に対して支出をしなくなってしまう。景気の変動に伴い収入の増減するものも地方税としては必要であり、税収入の増減を通じて地方自治体はその区域内における経済や法人の発展や盛衰に関心を寄せることができ、その対策を自ら講じていくものなのである。
- ・よって、景気感応性自体を否定することは、むしろ問題であって、地方自治体が行政サービスを提供することで法人の業績が向上した場合には、経済や法人の発展による果実が税収入によって還元される必要がある。

地方法人課税を、景気感応性が高いことによって否定する主張は不当である。

ここで明らかにしたように、租税論から見て、財政調整を名目にした地方法人課税の一部国税化は根拠がなく、不当な改革である。さらに言えば、地方自治体から課税権を奪うものであり、地方分権に明らかに逆行しているものである。

根拠のない偏在是正を理由に導入された「地方法人税」は即時に撤廃し、法人住民税に復元すべきである。

市長からの諮問にあった一番大きな問題に対して一つの結論が出た。

しかし、国による理不尽な政策についてはさらに批判を加えておくべき点がある。 それは、本来国の責任である地方財政調整を、地方税、すなわち人のカネを使って 行っていることであり、しかも、その結果として財政調整の効果がほとんど認めら れないことである。この問題点について、次節で検討する。

第2節 地方財政調整論からみた「地方税を用いた財政調整」の不当性

前節では、租税論から地方法人課税の一部国税化を否定した。本節では、地方財政調整論から国の主張に反論する。

- ・まず、国が地方間の財政調整のためとして地方税を用いた制度としては、地方 法人特別税がある。地方法人特別税は、既に見たように道府県税である法人事 業税を一部国税化し、それを譲与税として人口などの譲与基準により道府県に 譲与するものである。
 - 本来、財政調整とは「財源保障」を行いながら、「格差是正」を行わなくてはならないものである。しかし、地方法人特別税は、一定の基準に従って譲与するだけのものであり、「財源保障」については一切考慮していない。そして、「格差是正」についても、地方自治体間の財政力の格差には「税収の格差」と「行政のコスト・ニーズの格差」があり、その両方を考慮しなくては適切な格差是正は行えないが、そのどちらも考慮されているとは言えず、それどころか違った意味での格差を惹起しかねないものとなっている。
- ・また、その他に、国が地方税、いわば人のカネを用いて行った財政調整を行お うとした制度としては、個人を対象としたふるさと納税がある。この制度は、 個人住民税の寄附金控除を活用したものだが、この制度は、寄附先が納税者の 選択により、実際に財政需要がある自治体に税収が移転するかどうかは保障さ れない。
 - 財政需要は一切考慮されず、税収の移転を行っているだけに過ぎない。そこには、おみやげ合戦による地方自治体間の税収の奪い合いがあるだけで、とても財政調整とは呼べないものである。
- ・そして、最後に導入されたのが法人住民税の一部を国税化して交付税原資化する地方法人税である。地方法人税はその税収の全てを交付税財源に繰り入れるとされている。これにより、あたかも地方財政調整ができているように思えるかもしれないが、そもそも地方交付税自体がかつての地方交付税とは変質してしまっており、きちんと財政調整ができていない現実がある。
- ・先に述べたように、地方自治体間の財政力格差の是正とは、「税収格差」と「行 政のコスト・ニーズの格差」の両方を見る必要があるが、この機能を正しく持 っているのは地方交付税のみである。
 - しかし、2000年代以降、国の財政赤字・財政再建のために地方交付税総額は拡大から縮小へ転換していっている。その後、地域間格差が政治課題となる中で、地方交付税は改悪を続けられ、基準財政需要額の算定を通じて財政需要の内容を捉えるというよりは、配分を重視した算定にシフトしており、税収

入の増減の結果団体の財政に混乱を与えないよう、毎年度基準財政収入額を 測定し、その額が基準財政需要額に不足する場合においては、その不足額を 地方交付税をもって補てんすることで、地方税収入と地方交付税収入の合計 額では安定した財政収入が得られるという、本来の地方交付税制度は破壊され、正しく機能しなくなってしまっている。

・本節で見たように、財政調整を名目にした地方税の国税化は、財政調整にもなっていない非常に不当なものである。それを、あたかも地方間の共助であるかのように見せることで、批判を封じようとするやり方は問題である。

地方財政調整は、この説で明らかになったように、国の責任において、国の力 ネを使って、交付税を通して適切な財政調整が行われるべきである。そのため には交付税の制度を正常な仕組みに戻す必要もある。

本章では、地方税を国税化して地方財政調整にあてる根拠はなく、さらに、その財政調整自体が問題点だらけであることを明らかにした。

したがって、前節の最後で強く主張したように、地方法人税は速やかに撤廃して 法人住民税に復元すべきである。

ここまでが本答申の結論であるが、横浜市税制調査会は批判や要求だけでは終わらない。さらに一歩進んで、地方法人課税はいかにあるべきかについて、最後の章で検討する。

第3章 地方法人課税のあり方:地方税における外形課税の重要性

- ・前章でも述べたように、地方税は応益課税を基本とすべきである。それでは、 より法人の受益の量を反映した課税標準とは何なのであろうか。所得なのだろ うか。
- ・その点から考えた場合、最も適した課税標準は法人の活動規模であろう。各地 方自治体の域内における法人の活動規模は、法人が地方自治体から受けている 受益の量であり、応益課税であればそれが納税額と結びつくべきものである。
- ・それでは法人の活動規模を表すのに適した課税標準は何なのか。所得なのか、 外形標準なのか。所得では課税されない法人も多く存在しており、より法人の 活動規模を表しているのは外形標準であろう。そして外形標準の中でも法人の 活動規模を最もよく表しているのは付加価値である。しかし、付加価値は、道 府県税である法人事業税の付加価値割の課税標準として既に採用されている。
- ・地方法人課税において、市町村が課税標準として採用すべきものとしてはいく つかの考え方がある。まず一つ目として、既に挙げた付加価値を採用すること である。しかし、これは先に述べたように法人事業税との相乗りとなる。
- ・それでは、その他に市町村が採用すべき課税標準はないのだろうか。法人課税が市町村からの受益と負担であることに注目して考えると、土地の賃借料・従業員数・支払給与総額を特に課税標準としてピックアップすることも考えられる。
- ・また、政令指定都市においては、地方自治法に基づく児童福祉に関する事務や国・道府県道の管理その他事務配分の特例が設けられており、道府県の事務権限が委譲されている。しかしながら、地方税制は事務権限に関わりなく画一的であるため、道府県から移譲された事務権限に必要な財源について、税制上の措置が不十分なものとなっている。これは、政令指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを政令指定都市から受けているにもかかわらず、その経費を道府県税として負担しているということであり、受益と負担の関係にねじれが発生している。

先に述べたように、大都市においては、法人に対する行政サービスの提供の機会や役割が一般市と比べて大きいものとなっていることから、道府県の法人事業税からの税源移譲など、大都市特例的な税制の構築を求めていくことも有効であると考える。

・なお、法人に対して課する地方税のうち、本来は市町村の自主税財源であるべ

きなのにも関わらず道府県が課税しているものとして、大規模償却資産に係る 固定資産税がある。この税収については、一定の配分基準により市町村に配分 されているが、固定資産税は市町村の自主財源であるべきものであることから、 道府県から税源移譲すべきものであろう。

本章では、地方法人課税のあり方を検討した。まず、改めて確認しておきたいのは、地方法人課税は基本的に応益課税であるということである。であるならば、採用されるべき課税標準は外形標準であるが、この課税標準についてはいくつかのパターンを挙げた。これらの中からどれを選択すべきか、あるいはどう組み合わせるべきかを検討するには、法人に対する行政サービスのための財政需要の積上げが必要となる。その上で、さらに検討を重ねることで、よりあるべき姿が明らかになっていくものと考える。

おわりに

本答申では、現在行われている地方法人課税に関する改革がいかに不当であるか 検証し、その結果として導入された地方法人税を廃止して、法人住民税に復元すべ きかを明らかにした。

また、それに留まらず、地方法人課税のあり方について検討を行った。複数のプランを示したが、先の課題として、どれを選択するのがベストなのかは、また改めて諮問いただければ本税制調査会としての答えを出すこともできよう。地方法人課税のあり方については、指定都市市長会などでもご議論いただければと思うし、もし必要であれば喜んで協力することを約束して本答申を締めくくることとしたい。